

航空機騒音防止対策の推進について（要請）

東京都は、横田飛行場周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を行っております。

平成30年度の調査（別添）では、環境基準指定地域内の調査地点16地点のうち、2地点で環境基準に適合しませんでした。このうち1地点については、環境基準指定地域に設定した昭和53年から適合しない状態が続いています。

東京都は、周辺住民の生活環境を保全するため、貴職に対し、航空機騒音防止対策の推進を毎年要望しておりますが、このような状況が続いていることを踏まえ、下記事項について、より一層取組を強化するよう要請いたします。

記

- 1 日米合同委員会の合意事項の遵守等により、航空機騒音の軽減を図ること。
 - (1) 22時から6時までは飛行訓練等を行わないこと、及び17時から7時までにはエンジンテストを行わないことを徹底すること。また、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。
 - (2) 土曜日・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等の特別な日の飛行訓練等を極力行わないこと。
 - (3) 市街地上空では低空飛行や旋回飛行を行わないなど、航空機の運用に当たっては騒音抑制に配慮すること。また、操縦士等に対し、騒音抑制のための十分な教育を行うこと。
 - (4) 航空機の低騒音化を推進すること。
 - (5) 横田飛行場における空母艦載機の着陸訓練を実施しないこと。
- 2 訓練飛行等に関して、適切な情報提供を行うこと。
 - (1) 騒音を伴う訓練及び航空機の飛行実態について、適切な情報提供を行うこと。
 - (2) 騒音抑制のために米軍が講じている運用上の措置について明らかにすること。

令和2年1月15日

横田基地第374空輸航空団司令官
オーティス C. ジョーンズ大佐 殿

東京都知事 小池 百合子